# 第５編　参考資料

## １．年度別降水量

| 年度＼月 | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和３ | | 102.5 | 470.0 | 500.5 | 222.5 | 804.0 |
| 4 | | 335.0 | 165.0 | 486.5 | 414.5 | 198.0 |
| 5 | | 212.5 | 208.0 | 534.0 | 440.0 | 381.5 |
| 6 | (A) | 163.5 | 452.5 | 896.5 | 316.5 | 316.5 |
| 7 | (B) | 166.0 | 460.5 | 476.0 | 195.0 | 341.5 |
| 平年 | (C) | 194.9 | 205.2 | 570.0 | 365.1 | 224.3 |
| 増 減 | 対前年(B)－(A) | 2.5 | 8.0 | ▲420.5 | ▲121.5 | 25.0 |
| | 対平年(B)－(C) | ▲28.9 | 255.3 | ▲94.0 | ▲170.1 | 117.2 |

注　平年値は、1991年から2020年までの30年間の観測値の平均をもとに算出したものである。

## ２．年度別降灰量

| 年度＼月 | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和３ | | 42 | 16 | 0 | 1 | 0 |
| 4 | | 0 | 0 | 0 | 28 | 0 |
| 5 | | 3 | 10 | 3 | 0 | 7 |
| 6 | (A) | 1 | 7 | 1 | 0 | 30 |
| 7 | (B) | 0 | 204 | 4 | 24 | 2 |
| 増 減 | 対前年(B)－(A) | ▲1 | 197 | 3 | 24 | ▲28 |

（単位：㎜）

| 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 200.0 | 21.0 | 130.0 | 48.0 | 45.0 | 23.0 | 186.0 | 2,752.5 |
| 284.5 | 31.0 | 170.0 | 77.5 | 88.0 | 155.0 | 178.5 | 2,583.5 |
| 42.5 | 104.5 | 69.5 | 96.0 | 29.0 | 218.0 | 265.0 | 2,600.5 |
| 164.0 | 119.0 | 111.5 | 12.5 | 56.0 | 105.5 | 136.5 | 2,850.5 |
| 219.5 | 97.0 | 51.5 | 27.5 | 21.0 | 134.0 | 173.0 | 2,362.5 |
| 222.9 | 104.6 | 102.5 | 93.2 | 78.3 | 112.7 | 161.0 | 2,434.7 |
| 55.5 | ▲22.0 | ▲60.0 | 15.0 | ▲35.0 | 28.5 | 36.5 | ▲488.0 |
| ▲3.4 | ▲7.6 | ▲51.0 | ▲65.7 | ▲57.3 | 21.3 | 12.0 | ▲72.2 |

（資料:鹿児島地方気象台）

（単位：g/㎡）

| 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 62 |
| 53 | 24 | 9 | 12 | 2 | 6 | 9 | 143 |
| 3 | 61 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 90 |
| 3 | 6 | 1 | 2 | 3 | 0 | 12 | 66 |
| 0 | 1 | 3 | 1 | 1 | 2 | 1 | 243 |
| ▲3 | ▲5 | 2 | ▲1 | ▲2 | 2 | ▲11 | 177 |

（資料:鹿児島地方気象台）

## ３．年度別気温

| 年度＼月 | | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和３ | | 最 高 | 26.7 | 30.0 | 32.5 | 35.4 | 35.5 |
| | | 最 低 | 8.4 | 10.0 | 16.5 | 22.7 | 22.9 |
| | | 平 均 | 18.0 | 21.0 | 24.5 | 28.1 | 27.9 |
| 4 | | 最 高 | 27.2 | 29.5 | 33.9 | 35.6 | 36.3 |
| | | 最 低 | 8.1 | 12.5 | 16.6 | 23.5 | 24.3 |
| | | 平 均 | 18.4 | 20.9 | 24.6 | 28.8 | 29.8 |
| 5 | | 最 高 | 25.7 | 30.0 | 33.4 | 35.0 | 34.9 |
| | | 最 低 | 6.5 | 11.0 | 17.6 | 23.2 | 25.6 |
| | | 平 均 | 18.2 | 21.6 | 24.3 | 28.9 | 29.2 |
| 6 (A) | | 最 高 | 27.7 | 29.8 | 33.2 | 37.2 | 37.1 |
| | | 最 低 | 12.6 | 11.7 | 17.4 | 22.8 | 24.1 |
| | | 平 均 | 19.3 | 21.4 | 24.5 | 29.9 | 30.5 |
| 7 (B) | | 最 高 | 27.0 | 29.8 | 34.6 | 35.6 | 36.9 |
| | | 最 低 | 7.1 | 12.5 | 17.4 | 24.2 | 24.7 |
| | | 平 均 | 17.2 | 20.7 | 26.2 | 29.2 | 29.6 |
| 平年 (C) | | 平 均 | 17.1 | 21.0 | 24.0 | 28.1 | 28.8 |
| 増 減 | 対前年(B)－(A) | 最 高 | ▲0.7 | 0.0 | 1.4 | ▲1.6 | ▲0.2 |
| | | 最 低 | ▲5.5 | 0.8 | 0.0 | 1.4 | 0.6 |
| | | 平 均 | ▲2.1 | ▲0.7 | 1.7 | ▲0.7 | ▲0.9 |
| | 対平年(B)－(C) | 平 均 | 0.1 | ▲0.3 | 2.2 | 1.1 | 0.8 |

注　平年値は、1991年から2020年までの30年間の観測値の平均をもとに算出したものである。

## ４．年度別日照時間

| 年度＼月 | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和３ | | 184.6 | 127.0 | 130.3 | 166.7 | 164.4 |
| 4 | | 193.3 | 139.1 | 142.4 | 179.4 | 225.7 |
| 5 | | 174.0 | 218.9 | 99.8 | 163.5 | 184.0 |
| 6 (A) | | 106.1 | 174.6 | 107.0 | 250.3 | 251.9 |
| 7 (B) | | 206.3 | 153.2 | 154.5 | 214.3 | 212.6 |
| 平年 (C) | | 175.6 | 178.2 | 109.3 | 185.5 | 206.9 |
| 増 減 | 対前年 (B)－(A) | 100.2 | ▲21.4 | 47.5 | ▲36.0 | ▲39.3 |
| | 対平年 (B)－(C) | 30.7 | ▲25.0 | 45.2 | 28.8 | 5.7 |

注1　日照時間とは直射日光が地表を照射した時間で、日照は「直達日射量が0.12kW/㎡以上」としている。

注2　平年値は、1991年から2020年までの30年間の観測値の平均をもとに算出したものである。

（単位：℃）

| 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 年度最高<br>年度最低<br>年度平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 33.4 | 33.5 | 25.5 | 19.8 | 17.6 | 18.3 | 25.7 | 35.5 |
| 20.9 | 12.2 | 6.8 | 0.2 | 0.2 | 1.2 | 4.1 | 0.2 |
| 27.0 | 22.7 | 15.5 | 10.5 | 9.0 | 8.3 | 14.4 | 18.9 |
| 34.3 | 31.5 | 26.4 | 21.3 | 20.4 | 20.4 | 24.5 | 36.3 |
| 19.4 | 12.0 | 9.8 | 0.4 | ▲3.0 | 3.3 | 3.5 | ▲3.0 |
| 27.4 | 22.0 | 18.4 | 9.4 | 9.0 | 11.5 | 15.1 | 19.6 |
| 35.6 | 29.9 | 28.2 | 22.9 | 20.6 | 24.3 | 24.2 | 35.6 |
| 23.1 | 10.9 | 6.9 | 1.4 | 1.0 | 5.2 | 2.1 | 1.0 |
| 28.3 | 20.7 | 16.2 | 11.4 | 10.1 | 13.5 | 13.6 | 19.7 |
| 35.0 | 32.7 | 29.2 | 20.6 | 17.8 | 21.7 | 28.6 | 37.2 |
| 21.8 | 19.1 | 8.3 | 1.8 | 0.9 | ▲0.7 | 3.7 | ▲0.7 |
| 28.8 | 24.6 | 18.3 | 9.9 | 8.3 | 7.6 | 13.9 | 19.8 |
| 35.4 | 34.0 | 25.8 | 21.1 | 22.6 | 22.5 | 25.1 | 36.9 |
| 22.0 | 13.4 | 7.1 | 0.4 | 0.6 | ▲2.1 | 3.3 | ▲2.1 |
| 28.6 | 24.6 | 16.5 | 11.8 | 8.4 | 11.5 | 14.4 | 19.9 |
| 26.3 | 21.6 | 16.2 | 10.9 | 8.7 | 9.9 | 12.8 | 18.8 |
| 0.4 | 1.3 | ▲3.4 | 0.5 | 4.8 | 0.8 | ▲3.5 | ▲0.3 |
| 0.2 | ▲5.7 | ▲1.2 | ▲1.4 | ▲0.3 | ▲1.4 | ▲0.4 | ▲1.4 |
| ▲0.2 | 0.0 | ▲1.8 | 1.9 | 0.1 | 3.9 | 0.5 | 0.1 |
| 2.3 | 3.0 | 0.3 | 0.9 | ▲0.3 | 1.6 | 1.6 | 1.1 |

（資料:鹿児島地方気象台）

（単位：h）

| 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 192.5 | 236.2 | 169.2 | 176.5 | 137.3 | 130.0 | 153.7 | 1,968.4 |
| 182.5 | 226.3 | 144.1 | 149.4 | 150.3 | 140.0 | 182.1 | 2,054.6 |
| 224.0 | 224.5 | 201.8 | 139.4 | 169.6 | 105.9 | 201.9 | 2,107.3 |
| 230.6 | 132.8 | 160.7 | 166.3 | 165.8 | 150.6 | 128.8 | 2,025.5 |
| 186.7 | 194.7 | 172.1 | 175.3 | 179.3 | 169.5 | 213.9 | 2,232.4 |
| 176.4 | 184.0 | 157.7 | 143.2 | 132.6 | 139.3 | 163.2 | 1,951.9 |
| ▲43.9 | 61.9 | 11.4 | 9.0 | 13.5 | 18.9 | 85.1 | 206.9 |
| 10.3 | 10.7 | 14.4 | 32.1 | 46.7 | 30.2 | 50.7 | 280.5 |

（資料:鹿児島地方気象台）

## ５．指定給水装置工事事業者・指定排水設備工事事業者数

| 年度／項目 | 令和3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 指定給水装置工事事業者 | 355 | 337 | 336 | 338 | 342 |
| 指定排水設備工事事業者 | 256 | 258 | 258 | 255 | 254 |

注　各年度末の数

## ６．事業年表

| 年 | 一　般　事　項 | 水道・工業用水道 | 下　水　道 |
|---|---|---|---|
| 享保８年<br>(1723年) | | 当主島津継豊の命により冷水の湧水(現冷水第一水源地)を城内に引水、その余水を城下の一部に給水 | |
| 明治５年<br>(1872年) | | ７月　廃藩置県により冷水水道を県に移管 | |
| 明治22年 | ４月　鹿児島市制施行 | | |
| 明治23年 | | ２月　冷水水道施設及び維持管理を鹿児島県から鹿児島市に移管<br>５月　鹿児島市飲水水道修築保存法及び費用徴収規則を公布 | |
| 明治36年 | | 10月　鹿児島市飲水水道規則を公布 | |
| 明治38年 | | ４月　冷水第一水源地改修工事竣工<br>11月　城山配水池築造工事、冷水第二水源地改修工事竣工 | |
| 明治39年 | | 11月　冷水水道改良工事竣工式 | |
| 明治40年 | | ５月　鹿児島市飲水水道条例を公布 | |
| 明治44年 | ９月　伊敷村の一部(草牟田)西武田村の一部(武)を市域に編入 | | |
| 大正２年<br>(1913年) | | ７月　近代水道布設のための上水道委員会設置<br>８月　鹿児島市水道使用条例の制定<br>９月　近代水道布設計画認可申請 | |
| 大正４年 | | ３月　近代水道布設計画認可<br>４月　水道事務所を開設<br>９月　上之原配水池予定地で水道布設工事の起工式 | |
| 大正５年 | | １月　山下町(現裁判所付近)に鉄管検査所を開設 | |
| 大正８年 | ９月　水道課新設 | 10月　七窪水源地～上之原配水池間の通水試験<br>鹿児島市水道使用条例を公布<br>11月　上之原配水池で通水式、本市に近代水道が誕生 | |
| 大正９年 | 10月　伊敷村の一部(永吉、原良、玉里)を市域に編入 | | |

| 年 | 一　般　事　項 | 水道・工業用水道 | 下　水　道 |
|---|---|---|---|
| 大正10年<br>(1921年) | | 4月　鉄管検査所を二之丸市役所構内へ移転 | |
| 大正11年 | | 3月　近代水道創設工事竣工水道事務所の廃止 | |
| 大正12年 | | 12月　鹿児島市水道使用条例を公布 | |
| 大正13年 | | 1月　水道使用料第1次改定 | |
| 大正14年 | | 10月　南林寺町に鉄管検査所を移転 | |
| 昭和2年<br>(1927年) | | 10月　第24回全国上水協議会総会を鹿児島市公会堂で開催 | |
| 昭和9年 | 8月　中郡宇村、西武田村、吉野村を市域に編入 | | |
| 昭和12年 | 6月　市庁舎落成 | | |
| 昭和20年 | | 4月　水道使用料第2次改定<br>8月　戦災により漏水率90%に達す | |
| 昭和21年 | | 4月　水道使用料第3次改定<br>10月　水道使用料第4次改定 | |
| 昭和22年 | | 4月　水道使用料第5次改定<br>10月　水道使用料第6次改定 | |
| 昭和23年 | | 6月　水道使用料第7次改定 | |
| 昭和24年 | | 1月　水道使用料第8次改定<br>4月　吉野水道組合の水道施設を買収<br>水道会計が特別会計となる | |
| 昭和25年 | 10月　伊敷村、東桜島村を市域に編入 | 4月　水道課新庁舎を南林寺町鉄管検査所構内に新築 | |
| 昭和26年 | 4月　組織整備により水道課に下水道係を設置 | 4月　水道使用料第9次改定 | 3月　下水道事業調査費100万円を予算計上<br>4月　第1次下水道整備計画認可申請 |
| 昭和27年 | 10月　初代管理者に緒方虎之助氏(助役兼任)<br>組織整備により水道部発足 | 10月　地方公営企業法施行に伴い、水道事業に法の規定の全部を適用 | 5月　第1次下水道整備計画認可<br>9月　下水道築造工事に着手<br>10月　地方公営企業法施行に伴い、下水道事業(汚水)に法の規定の全部を適用<br>12月　中央公民館において公共下水道築造工事起工式 |
| 昭和28年 | 1月　企業会計制度を実施 | 4月　水道使用料第10次改定 | 11月　錦江処理場用地として甲突川河口左岸の公有水面造成に着工 |

| 年 | 一　般　事　項 | 水道・工業用水道 | 下　水　道 |
|---|---|---|---|
| 昭和29年<br>(1954年) | | 4月　鹿児島市水道部指定水道工事店制度が発足 | |
| 昭和30年 | 7月　組織整備により次長制を新設、下水道係を下水道課に昇格 | | 4月　鹿児島市下水道条例施行<br>10月　指定衛生工事店制度が発足<br>11月　公共下水道通水式<br>(錦江処理場) |
| 昭和33年 | 6月　第2代管理者に河野良雄氏(前水道部次長)<br>次長制廃止 | 3月　水道法施行に伴い鹿児島市水道使用条例を廃止し鹿児島市給水条例を公布<br>4月　水道料金第11次改定 | |
| 昭和35年 | 7月　組織整備により水道部が水道局となる | | 4月　下水道使用料第1次改定 |
| 昭和36年 | | 4月　水道料金第12次改定 | |
| 昭和40年 | | 4月　河頭浄水場通水式 | |
| 昭和42年 | 4月　水道事業会計から公共下水道事業会計を分離谷山市との合併<br>5月　第3代管理者に越場三郎氏(前建設部長) | 4月　谷山市水道事業を合併、谷山市水道課は谷山営業所として発足<br>10月　指定水道・衛生工事店制度を統合 | |
| 昭和43年 | 4月　水道事業及び公共下水道事業経営審議会を設置 | 12月　水道料金第13次改定 | |
| 昭和44年 | 7月　吉野営業所営業開始 | 10月　第38回日本水道協会全国総会を鹿児島県体育館で開催 | 6月　下水道使用料第2次改定 |
| 昭和45年 | 8月　組織整備により企画室を設置 | | |
| 昭和46年 | | 4月　毎月検針を隔月検針制に変更料金徴収は納付制または集金制となる<br>12月　平川簡易水道事業を廃止し、一部を水道事業に統合 | |
| 昭和47年 | | 8月　水道料金第14次改定<br>10月　給水負担金制度の施行 | 8月　工場排水にかかる水質使用料の設定<br>2号用地処理場処理開始 |
| 昭和48年 | 7月　組織整備により局に総務部、水道部、下水道部を設置 | 4月　水道料金を毎月徴収制から隔月徴収制に変更<br>6月　水道料金の口座振替制を実施 | 4月　公共下水道事業受益者負担金制度の施行 |

| 年 | 一　般　事　項 | 水道・工業用水道 | 下　水　道 |
|---|---|---|---|
| 昭和49年<br>(1974年) | 4月　谷山営業所新庁舎落成<br>5月　水道局章の制定 | | 3月　南部処理場脇田分場処理開始 |
| 昭和50年 | 7月　第4代管理者に原田徳郎氏(前環境保全局長) | 3月　滝之神浄水場通水式<br>12月　水道料金第15次改定<br>給水負担金第1次改定 | 12月　下水道使用料第3次改定 |
| 昭和51年 | 6月　水道局庁舎落成式 | | |
| 昭和53年 | | 5月　渇水対策本部を設置<br>(6.23解散)<br>10月　水道料金第16次改定<br>給水負担金第2次改定 | |
| 昭和54年 | 7月　管理者に原田徳郎氏再任 | 5月　渇水対策本部を設置<br>(7.31解散) | 10月　南部処理場通水式 |
| 昭和55年 | | | 10月　下水道使用料第4次改定 |
| 昭和56年 | | 4月　水道料金第17次改定<br>給水負担金第3次改定<br>9月　万之瀬川導水について、万之瀬川流域水利用協議会、鹿児島県及び鹿児島市の間に「万之瀬川取水協定」を締結 | 4月　下水汚泥堆肥化場運転開始<br>10月　サツマソイル(汚泥肥料)販売開始 |
| 昭和57年 | 8月　組織整備により企画室を総務部に吸収し、水道部に「浄水場」を設置、下水道部に「処理場」を設置<br>9月　水道史編さん準備室を設置 | | |
| 昭和58年 | 7月　第5代管理者に福留達夫氏(前教育委員会次長) | | |
| 昭和59年 | | 9月　水道料金第18次改定<br>(資金ベースから損益ベースへ移行)<br>給水負担金第4次改定 | 9月　下水道使用料第5次改定<br>(資金ベースから損益ベースへ移行) |
| 昭和60年 | 7月　第6代管理者に山下清治氏(前経済局長) | | |
| 昭和62年 | 4月　集金委託業務の廃止 | | |
| 昭和63年 | | | 10月　鹿児島開発事業団から1号用地処理場を移管 |
| 平成元年<br>(1989年) | 4月　消費税課税(3%)<br>7月　第7代管理者に岩下勉氏(前経済局長) | 6月　万之瀬川導水事業完成<br>平川浄水場通水式 | |
| 平成2年 | 4月　組織整備により総務部等の再編を行う | | |

| 年 | 一　般　事　項 | 水道・工業用水道 | 下　水　道 |
|---|---|---|---|
| 平成３年<br>(1991年) | | ４月　水道料金第19次改定 | |
| 平成５年 | １月　水道料金等管理システム(汎用コンピュータ)稼働開始<br>ハンディーターミナルによる検針開始<br>７月　第８代管理者に西小野昭雄氏(前総務局長)<br>８月　集中豪雨により上下水道施設に被害を受ける(８・６水害) | | |
| 平成６年 | ４月　長沙市の研修生を初めて受け入れる<br>９月　福岡市の渇水に給水応援隊(４人)を派遣 | | |
| 平成７年 | １月　阪神淡路大震災<br>４月　組織整備により料金課を収納課と営業課に分課、吉野・谷山営業所を廃止し、事務所とする<br>受益者負担金管理システム稼動<br>７月　第９代管理者に中村忍氏(前総務局長)<br>水道モニター制度発足<br>12月　九州九都市災害時相互応援に関する協定締結 | １月　水道料金第20次改定<br>(消費税３％転嫁を含む)<br>阪神・淡路大震災に給水応援隊を派遣 | １月　下水道使用料第６次改定<br>(消費税３％転嫁を含む) |
| 平成８年 | ４月　業務手当の廃止、職員による休日受付業務の廃止<br>12月　市住民情報オンラインシステムと接続 | | |
| 平成９年 | ４月　財務会計システム稼働<br>給与の口座振込の開始<br>消費税改訂(３％→５％) | ４月　水道料金第21次改定<br>(消費税５％転嫁のみ)<br>10月　岡之原団地専用水道を編入 | ４月　下水道使用料第７次改定<br>(消費税５％転嫁のみ)<br>６月　社団法人日本下水道協会の会長に赤崎義則市長が就任 |
| 平成10年 | ４月　指定工事店制度の改正<br>９月　水道局ホームページの開設 | ６月　川辺ダム定礎式 | ６月　社団法人日本下水道協会の会長に赤崎義則市長が再任<br>(平成12年6月迄) |
| 平成11年 | ４月　排水設備工事責任技術者の県統一登録制度等の開始<br>７月　管理者に中村忍氏再任 | | |

| 年 | 一　般　事　項 | 水道・工業用水道 | 下　水　道 |
|---|---|---|---|
| 平成12年<br>(2000年) | 4月　市管工事協同組合と災害時における応急復旧に関する協定締結 | 6月　水道応急・維持管理センター開所 | 4月　下水道使用料第８次改定<br>5月　谷山処理場通水<br>9月　建設大臣賞<br>「甦る水　100選」の受賞 |
| 平成13年 | 4月　組織整備により総務部水道部の再編及び課の名称変更等を行う<br>6月　吉野・谷山事務所を廃止し、所管の業務を本局に一元化する<br>12月　鹿児島市下水道事業協同組合と災害時における応急復旧に関する協定締結 | | |
| 平成14年 | 3月　水道局初の低公害車(天然ガス車)の導入<br>8月　低公害車(ハイブリッド車)の導入 | 8月　皇徳寺ニュータウン専用水道を編入 | 8月　皇徳寺ニュータウン下水道施設の移管を受ける |
| 平成15年 | 7月　管理者に中村忍氏再任 | 4月　川辺ダム供用開始 | 9月　公共下水道事業基本構想の策定 |
| 平成16年 | 11月　吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町を市域に編入 | 11月　工業用水道事業の引継 | |
| 平成17年 | 6月　第10代管理者に園田太計夫氏(前建設局長)<br>9月　台風で被害を受けた宮崎市へ応援給水を実施 | 4月　平成16年11月1日に合併した５地域の簡易水道事業を水道事業へ統合 | |
| 平成18年 | 4月　給排水台帳ファイリングシステムを稼動<br>8月　県建設業協会及び市管工事協同組合と災害時における応急復旧に関する協定締結 | 4月　給水条例一部改正条例の施行(消滅時効が完成した水道料金債権の５年での放棄) | |
| 平成19年 | | 4月　水道料金の口座振替者への毎月振替の開始<br>12月　七窪水源地が(社)土木学会の「選奨土木遺産」に認定 | 4月　下水道使用料の口座振替者への毎月振替の開始 |
| 平成20年 | | 4月　水道料金のコンビニ収納の開始<br>10月　広報用としてペットボトル水製造(15,000本)<br>11月　乙女塚・婦ノ木連絡管の完成 | 4月　下水道使用料のコンビニ収納の開始 |
| 平成21年 | 6月　管理者に園田太計夫氏再任 | 4月　水道ビジョンを策定<br>11月　近代水道創設90周年記念写真展(市役所市民ホール) | 4月　公共下水道事業区域外流入分担金制度の施行 |

| 年 | 一　般　事　項 | 水道・工業用水道 | 下　水　道 |
|---|---|---|---|
| 平成22年<br>(2010年) | | 10月　奄美大島豪雨災害被災地に応急資機材の輸送 | 3月　錦江処理場甲系・２号用地処理場廃止 |
| 平成23年 | 3月　東日本大震災<br>6月　第11代管理者に松山芳英氏（前総務局長） | 3月　東日本大震災被災地（宮城県宮城郡利府町）に給水応援隊を派遣 | |
| 平成24年 | 3月　上下水道事業経営計画を策定 | 10月　水道料金の基本料金日割計算の開始 | 10月　下水道使用料の基本料金日割計算の開始<br>8月　「水の再生工場探検」の開始 |
| 平成25年 | 4月　未収金の法的整理体制の強化（２名増員） | 3月　滝之神浄水場のろ過池等に降灰対策として覆蓋を設置<br>4月　水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格の基準に関する条例の施行<br>7月　かごしまのおいしい水ＰＲ事業（48,000本：かごしま銘水めぐり　七窪の水・冷水の水） | 4月　公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の施行<br>8月　「下水道展かごしま」の開始 |
| 平成26年 | 4月　新財務会計システム稼働<br>消費税改訂（５％→８％）<br>平成26年度予算・決算から新会計基準の適用 | 4月　水道料金第22次改定<br>（消費税８％転嫁のみ）<br>工業用水道料金第1次改定<br>（内税方式から外税方式に改め、消費税８％を転嫁したのみ） | 4月　下水道使用料第９次改定<br>（消費税８％転嫁のみ） |
| 平成27年 | 1月　新水道料金等システム稼働<br>新受益者負担金管理システム稼動<br>3月　水道局ホームページのリニューアル<br>6月　管理者に松山芳英氏再任 | 3月　松元春山送水施設の完成 | |
| 平成28年 | 4月　熊本地震<br>10月　県建設業協会谷山支部と災害時における応急復旧に関する協定締結 | 3月　鉛製給水管取替事業の終了<br>4月　熊本地震被災地（熊本市、宇城市、益城町、南阿蘇村）に応急給水隊、応急復旧隊等を派遣 | 3月　南部処理場脇田分場及び１号用地処理場廃止<br>環境学習用小水力発電の運転開始（南部処理場）<br>4月　熊本地震被災地（益城町）に下水道災害復旧にかかる一時調査隊を派遣<br>8月　熊本地震被災地（益城町）に下水道災害復旧にかかる長期職員派遣 |
| 平成29年 | 4月　第12代管理者に秋野博臣氏（前企画財政局長）<br>上下水道管路情報システム稼働 | 3月　簡易水道等編入事業の終了 | |

| 年 | 一　般　事　項 | 水道・工業用水道 | 下　水　道 |
|---|---|---|---|
| 平成30年<br>(2018年) | 4月　お客様料金センター開設<br>ヴェオリア・ジェネッツ㈱と水道施設の災害等に伴う応援に関する協定締結<br>7月　平成30年7月豪雨 | 2月　河頭浄水場のろ過池等に降灰対策として覆蓋を設置<br>7月　平成30年7月豪雨被災地(江田島市)に応急給水隊を派遣<br>9月　水道料金のモバイル決済(PayB)の開始 | 9月　下水道使用料のモバイル決済(PayB)の開始 |
| 平成31年 | 4月　組織整備により営業課と収納課を廃止、料金課を新設 | 2月　水道料金のモバイル決済(LINE Pay)の開始<br>3月　水道ビジョンの見直し | 2月　下水道使用料のモバイル決済(LINE Pay)の開始 |
| 令和元年<br>(2019年) | 10月　消費税改訂(8%→10%) | 8月　水道管路技術研修施設の完成<br>10月　水道料金第23次改定<br>(消費税10%転嫁のみ)<br>工業用水道料金第2次改定<br>(消費税10%転嫁のみ)<br>指定給水装置工事事業者制度の5年更新制導入<br>11月　水道100周年記念パネル展<br>(市役所市民ギャラリー)<br>12月　水道100周年記念式典<br>(みなみホール) | 10月　下水道使用料第10次改定<br>(消費税10%転嫁のみ) |
| 令和2年 | 4月　組織整備により雨水整備室を新設 | 6月　コロナ禍による水道料金の基本料金免除を実施(4か月相当) | 4月　地方公営企業法の適用に伴い、公共下水道事業(雨水)を市長事務部局から水道局へ移管 |
| 令和3年 | 4月　第13代管理者に鬼丸泰岳氏(前産業局長) | 4月　かごしまのおいしい水PR事業(鹿児島中央駅東口駅前広場観光案内所にマイボトル用給水機を設置)<br>水道料金のモバイル決済(PayPay)の開始 | 4月　下水道使用料のモバイル決済(PayPay)の開始 |
| 令和4年 | 3月　上下水道ビジョンを策定<br>第2期上下水道事業経営計画を策定<br>4月　上下水道管路情報システムにおける管路系ストックマネジメント支援機能が稼働 | 4月　かごしまのおいしい水PR事業(鹿児島市観光案内所(天文館)にマイボトル用給水機を設置) | 2月　錦江処理場廃止 |
| 令和5年 | 4月　設備情報管理システム稼働<br>(施設系ストックマネジメント支援機能を実装)<br>給水装置・排水設備工事に係る電子申請の導入 | | |

| 年 | 一　般　事　項 | 水道・工業用水道 | 下　水　道 |
|---|---|---|---|
| 令和６年<br>(2024年) | １月　能登半島地震<br>３月　浄水場・処理場施設見学バーチャル動画公開<br>４月　組織整備を実施(管路部門の一元化、課の名称変更等)<br>８月　日向灘を震源とする地震<br>９月　全国上下水道コンサルタント協会と災害時における復旧支援業務に関する協定締結<br>日本下水道管路管理業協会と災害時における復旧支援業務に関する協定締結 | １月　水道料金のWeb口座振替受付サービスの開始<br>能登半島地震被災地(能登町)に応急給水隊を派遣<br>３月　能登半島地震被災地(輪島市)に応急復旧隊を派遣<br>４月　水道整備・管理行政の厚生労働省から国土交通省及び環境省への移管<br>水道料金のモバイル決済(au PAY、ｄ払い、楽天銀行コンビニ支払いサービス)の開始<br>８月　日向灘を震源とする地震被災地(霧島市)に応急給水隊を派遣 | １月　下水道使用料のWeb口座振替受付サービスの開始<br>４月　下水道使用料のモバイル決済(au PAY、ｄ払い、楽天銀行コンビニ支払いサービス)の開始<br>11月　菌体りん酸肥料「マグマソイル」登録<br>12月　マグマソイル(菌体りん酸肥料)販売開始 |
| 令和７年 | ４月　第14代管理者に遠藤章氏(前総務局長)<br>８月　令和７年８月豪雨 | ８月　令和７年８月豪雨被災地(霧島市、姶良市)に応急給水隊を派遣 | |

## ７．関係法令

（令和8年3月31日現在）

（１）鹿児島市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

昭和４２年４月２９日

条例第１１３号

（事業の設置）

第１条　地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号。以下「法」という。）第４条の規定に基づき、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業を設置する。

（法の適用）

第２条　法第２条第３項及び地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号。以下「令」という。）第１条第２項の規定に基づき、公共下水道事業に法の規定の全部を適用する。

（経営の基本）

第３条　水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

２　水道事業の給水区域、給水人口及び１日最大給水量は、別表第１に定めるとおりとする。

３　工業用水道事業の給水区域及び１日最大給水量は、別表第２に定めるとおりとする。

４　公共下水道事業の排水及び処理区域、排水及び処理人口並びに１日最大処理水量は、別表第３に定めるとおりとする。

（組織）

第４条　法第７条ただし書の規定に基づき、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業を通じて水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）１人を置く。

２　法第１４条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道局を置く。

３　管理者は、水道局長とする。

第５条　削除

（重要な資産の取得及び処分）

第６条　法第３３条第２項及び令第２６条の３の規定に基づき、予算で定めなければならない資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が、３０，０００，０００円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第７条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の８第８項の規定に基づき、職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が５００，０００円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等）

第８条　法第４０条第２項の規定に基づき条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が３０，０００，０００円以上のもの及び法律上本市の義務

に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が１，５００，０００円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）に規定する保険金額の最高額に１，５００，０００円を加えた額）以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第９条　管理者は、法第４０条の２第１項の規定に基づき、毎事業年度４月１日から９月３０日までの業務の状況を説明する書類を１１月３０日までに、１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を５月３１日までに市長に提出しなければならない。

２　前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、１１月３０日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月３１日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前各号に掲げるもののほか、経営の状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

３　天災その他やむを得ない事故により、第１項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができない場合においては、管理者はできるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

別表第１　水道事業

| 給水区域 | 給水人口 | １日最大給水量 |
|---|---|---|
| 鹿児島市の区域内並びに姶良市及び日置市の各一部。ただし、鹿児島市の次の区域を除く。<br>西陵一丁目、西陵二丁目、西陵三丁目、西陵四丁目、西陵五丁目、西陵六丁目、西陵七丁目、西陵八丁目及び平田町の全部<br>吉野町、小山田町、皆与志町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、五ヶ別府町、中山町、上福元町、下福元町、平川町、東佐多町、西佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、桜島赤水町、桜島横山町、桜島小池町、桜島赤生原町、桜島武町、桜島藤野町、桜島西道町、桜島松浦町、桜島二俣町、桜島白浜町、新島町、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町、上谷口町、福山町、直木町、入佐町、春山町、石谷町、四元町、郡山岳町、有屋田町、西俣町、郡山町、油須木町、花尾町、東俣町及び川田町の各一部 | 573,900人 | 198,800立方メートル |

別表第２　工業用水道事業

| 給水区域 | １日最大給水量 |
|---|---|
| 喜入一倉町の一部 | 1,680立方メートル |

別表第３　公共下水道事業

| 排水及び処理区域 | 排水及び処理人口 | １日最大処理水量 |
|---|---|---|
| 鹿児島市の区域内。ただし、次の区域を除く。<br>犬迫町、小山田町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、下福元町、平川町、七ツ島二丁目、東佐多町、西佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、牟礼岡一丁目、牟礼岡二丁目、牟礼岡三丁目、桜島赤水町、桜島横山町、桜島小池町、桜島赤生原町、桜島武町、桜島藤野町、桜島西道町、桜島松浦町、桜島二俣町、桜島白浜町、新島町、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町、上谷口町、福山町、直木町、入佐町、春山町、石谷町、松陽台町、四元町、平田町、郡山岳町、有屋田町、西俣町、郡山町、油須木町、花尾町、東俣町及び川田町の全部<br>岡之原町、花野光ヶ丘一丁目、花野光ヶ丘二丁目、緑ヶ丘町、川上町、下田町、吉野町、吉野二丁目、吉野四丁目、大明丘一丁目、坂元町、東坂元三丁目、東坂元四丁目、西坂元町、清水町、皷川町、池之上町、稲荷町、上竜尾町、冷水町、長田町、平之町、照国町、城山町、新照院町、草牟田一丁目、草牟田二丁目、玉里町、玉里団地二丁目、永吉三丁目、明和一丁目、明和三丁目、明和四丁目、明和五丁目、原良町、原良四丁目、原良五丁目、原良六丁目、原良七丁目、常盤町、常盤一丁目、常盤二丁目、武二丁目、武三丁目、唐湊一丁目、唐湊二丁目、唐湊三丁目、田上台一丁目、郡元町、南郡元町、南新町、日之出町、紫原一丁目、紫原二丁目、紫原六丁目、田上町、田上一丁目、田上五丁目、田上六丁目、田上七丁目、田上八丁目、広木二丁目、西別府町、武岡一丁目、武岡四丁目、武岡五丁目、武岡六丁目、西陵一丁目、西陵五丁目、西陵七丁目、西陵八丁目、伊敷町、伊敷五丁目、伊敷六丁目、伊敷七丁目、伊敷八丁目、伊敷台四丁目、伊敷台七丁目、西伊敷二丁目、西伊敷四丁目、西伊敷五丁目、西伊敷六丁目、西伊敷七丁目、千年二丁目、下伊敷町、下伊敷二丁目、小野町、小野一丁目、小野二丁目、小野三丁目、小野四丁目、皆与志町、五ヶ別府町、皇徳寺台一丁目、皇徳寺台二丁目、皇徳寺台三丁目、皇徳寺台四丁目、皇徳寺台五丁目、星ヶ峯一丁目、星ヶ峯二丁目、星ヶ峯三丁目、星ヶ峯四丁目、星ヶ峯五丁目、山田町、中山町、中山一丁目、自由ヶ丘一丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘五丁目、東谷山六丁目、東谷山七丁目、上福元町、西谷山三丁目、西谷山四丁目、希望ヶ丘町、清和一丁目、清和三丁目、慈眼寺町、坂之上七丁目、坂之上八丁目、光山二丁目及び七ツ島一丁目の各一部 | 461,000人 | 205,000立方メートル |

（２）鹿児島市給水条例

昭和４３年１１月２９日

条例第４３号

目次

第１章　総則（第１条～第３条）
第２章　給水装置の新設等（第４条～第７条）
第３章　給水（第８条～第１４条）
第４章　料金、給水負担金、工事負担金及び手数料（第１５条～第２７条の２）
第５章　管理（第２８条～第３４条）
第６章　貯水槽水道（第３５条・第３６条）
第７章　補則（第３７条）
付則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、鹿児島市水道事業の給水についての料金及び給水装置の工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の定義）

第２条　この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種別）

第３条　給水装置は、次の３種に区分する。

(1) 専用給水装置（１世帯又は１か所で専ら使用するもの）

(2) 共用給水装置（屋外に設置し、２世帯以上で共同して使用するもの）

(3) 私設消火栓（消防用に使用するもの）

第２章　給水装置の新設等

（給水装置の新設等の申込み）

第４条　給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第１６条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、修繕については、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

（新設等の費用負担）

第５条　給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第６条　給水装置工事は、管理者又は管理者が法第１６条の２第１項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

２　前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゆん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

３　第１項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

４　給水装置工事の施行及び指定給水装置工事事業者の指定について必要な事項は、管理者が別に定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第６条の２　管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

２　管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

３　第１項の規定による指定の権限は、法第１６条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（管理人及び代表者）

第７条　給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が本市内に居住しないとき又は管理者が必要と認めたときは、所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、本市内に居住する管理人を置かなければならない。

２　水道の使用者（以下「使用者」という。）は、共用給水装置を使用するとき又は管理者が必要と認めたときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、使用者のうちから代表者を選定しなければならない。

３　管理者は、第１項の管理人又は前項の代表者を不適当と認めたときは、これを変更させることができる。

## 第３章　給水

（給水の原則）

第８条　管理者は、非常災害、水道施設の損傷その他特別な理由又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

２　管理者は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

３　給水を制限し、又は停止したために使用者、所有者、管理人又は代表者（以下「使用者等」という。）に損害が生じることがあつても、管理者はその責めを負わない。

（給水契約の申込み）

第８条の２　水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（計量制の原則）

第９条　使用水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

（メーターの設置及び保管）

第１０条　メーターは、管理者が設置し、使用者等に保管させるものとする。

２　メーターの設置に要する費用は、管理者の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを所有者の負担とすることができる。

３　メーターは、給水装置又は受水槽から各戸の給水栓までの給水に用いる設備（以下「受水槽以下設備」という。）に設置し、その位置は、管理者が指定する。

４　共同住宅の各戸の給水装置又は受水槽以下設備へのメーターの設置は、所有者から申込みがあり、管理者が定める基準に適合していると認める場合に限り行うものとする。設置されたメーター（以下「各戸メーター」という。）の数若しくは口径の増加又は撤去についても、同様とする。

５　使用者等は、その保管するメーター及びその付近を常に清潔に、かつ、検針しやすい状態に保持しなければならない。

６　使用者等が、その責めに帰すべき理由により、管理者の設置したメーターを亡失し、又は損傷した場合においては、管理者にその損害を賠償しなければならない。

（私設消火栓の使用）

第１１条　私設消火栓は、消火又は消防演習のほか、これを使用することができない。

２　私設消火栓を消防演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いのうえ、行わなければならない。

（使用者等の届出義務）

第１２条　使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

⑴　水道の使用をやめるとき。

⑵　給水装置の用途を変更するとき。

⑶　私設消火栓を消防演習に使用するとき。

２　使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

⑴　代表者又は管理人を選定したとき。

⑵　使用者等の氏名又は住所に変更があつたとき。

⑶　私設消火栓を消火に使用したとき。

⑷　共用給水装置の使用世帯数に変更があつたとき。

（使用者等の給水装置の管理責任）

第１３条　使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないように善良な管理者の注意をもつて給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

２　前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、使用者等の負担とする。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

３　第１項の管理義務を怠つたために生じた損害は、使用者等の責任とする。

（給水装置及び水質の検査）

第１４条　給水装置又は供給する水の水質について使用者等から検査の請求があつたときは、管理者は検査を行い、その結果を請求者に通知する。

２　前項の検査において特別の費用を要したときは、請求者からその実費額を徴収する。

## 第４章　料金、給水負担金、工事負担金及び手数料

（料金の徴収）

第１５条　水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者等から徴収する。

（料金）

第１６条　料金は、１か月について次の表に掲げる種別、用途及び口径別等の区分に従い、基本料金と、使用水量等に応じて算出した従量料金との合計額に１００分の１１０を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

※次表略す（９４ページ参照）

２　前項に該当しない料金は使用水量に１立方メートルについて４３５円を乗じて算出した額に１００分の１１０を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（料金表の適用）

第１７条　共用給水装置の使用水量は、各世帯均等とみなす。

２　前条第１項の表に定める用途の適用基準については、管理者が別に定める。

３　メーターの設置されていない給水装置に係る料金は、当該給水装置の引込管の口径をメーターの口径とみなし、前条第１項の表を適用する。

（定例日）

第１８条　管理者は、料金の算定の基準日として、使用者ごとに毎月の定例日を定める。

（料金の算定）

第１９条　管理者は、隔月の定例日に使用水量を計量し、その使用水量をもつて、その計量した日の属する月分及びその前月分の料金を算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなす。

２　管理者は、必要と認めたときは、定例日以外の日に使用水量を計量し、その使用水量をもつて料金を算定することができる。

３　水道の使用を休止し、若しくは廃止したとき又は臨時に水道を使用したときは、その都度、使用水量を計量し、その使用水量をもつて料金を算定する。

（特別な場合における料金の算定）

第２０条　料金算定の基準となる月の中途において、水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの基本料金は、管理者が別に定めるところに

より日割りにより算定する。ただし、同一と認められる使用者が水道の使用の開始、休止等を繰り返す等の場合であつて、継続して使用していると管理者が認めるときは、この限りでない。

２　料金算定の基準となる月の中途において、給水装置の種別若しくは用途又はメーターの口径を変更したときの料金は、使用日数の多い方の種別若しくは用途又はメーターの口径の料金により算定する。ただし、その使用日数が同じであるときは、変更後の種別若しくは用途又はメーターの口径の料金により、これを算定する。

第２１条　管理者は、共同住宅の各戸の使用者であつて、管理者の定める基準に適合しているものについては、当該共同住宅に設置されているメーターの口径の大きさにかかわらず、申請によつて各戸の使用者が使用する給水装置のメーターの口径の大きさを１３ミリメートルとみなして料金を算定することができる。この場合における各戸の使用者の使用水量は、均等とみなす。

（使用水量の認定）

第２２条　管理者は、次の各号の一に該当する場合は、使用水量を認定する。

(1) メーターに異状があつたとき。

(2) 天災その他特別な理由により、メーターを検針することができないとき。

(3) 料率の異なる２種以上の用途に水道を使用するとき。

(4) その他使用水量が不明のとき。

（料金の徴収方法）

第２３条　料金は、納付制、口座振替制又は集金の方法により、隔月徴収する。ただし、管理者は、必要と認めたときは、毎月又は随時に、これを徴収することができる。

（徴収後の料金の増減）

第２４条　料金徴収後、その料金に増減を生じたときは、その差額を追徴又は還付する。この場合、次回以後の料金で精算することができる。

（給水負担金）

第２５条　給水装置の新設又は改造の工事（次項に規定する工事及び第３項に規定する各戸メーターの新設等に伴う工事を除く。）をしようとする者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該工事により給水装置に設置されるメーターについて当該各号に定める額に１００分の１１０を乗じて得た額を給水負担金として納入しなければならない。

(1) 給水装置の新設　次表左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表右欄に定める額

| メーターの口径 | 金額 |
|---|---|
| 13ミリメートル | 70,000円 |
| 20ミリメートル | 160,000円 |
| 25ミリメートル | 250,000円 |
| 30ミリメートル | 390,000円 |
| 40ミリメートル | 760,000円 |
| 50ミリメートル | 1,400,000円 |
| 75ミリメートル | 3,600,000円 |
| 100ミリメートル | 7,100,000円 |
| 150ミリメートル以上 | 管理者が別に定める額 |

(2) 給水装置の改造　当該改造の工事により設置されるメーターに係る前号に定める額から当該改造の工事前に設置されていたメーターに係る前号又は次項第１号に定める額を差し引いた額

２　受水槽を設置しており、又は設置しようとする場合において、給水装置の新設又は改造の工事（次項に規定する各戸メーターの新設等に伴う工事を除く。）をしようとする者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該工事により給水装置に設置されるメーター（メーターに変更がないときは、現に設置されているメーター）について当該各号に定める額に１００分の１１０を乗じて得た額を給水負担金として納入しなければならない。ただし、管理者が特に認める工事に係る給水負担金の額については、前項の規定による額とする。

(1)　給水装置の新設　前項第1号の表左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表右欄に定める額に１００分の１５０を乗じて得た額

(2)　給水装置の改造　当該改造の工事により設置されるメーター(メーターに変更がないときは、現に設置されているメーター）に係る前号に定める額から当該改造の工事前に設置されていたメーターに係る前項第１号又は前号に定める額を差し引いた額

３　共同住宅の各戸メーターの新設、数若しくは口径の増加又は撤去（以下「各戸メーターの新設等」という。）の申込みをしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に１００分の１１０を乗じて得た額を給水負担金として納入しなければならない。

(1) 各戸メーターの新設　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　給水装置の新設を伴う場合　当該新設される各戸メーターについて第１項第１号の表左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表右欄に定める額の合計額

イ　ア以外の場合　当該新設される各戸メーターに係るアに定める額から当該新設前に給水装置に設置されていたメーターに係る第１項第１号若しくは前項第１号に定める額又は設置されていた各戸メーターに係るアに定める額を差し引いた額

(2) 各戸メーターの数又は口径の増加　当該増加後におけるすべての各戸メーターに係る前号アに定める額から当該増加前において設置されていた各戸メーターに係る前号アに定める額を差し引いた額

(3)　各戸メーターの撤去　当該撤去後に給水装置に設置されるメーター(メーターに変更がないときは、現に設置されているメーター）に係る第１項第１号又は前項第1号に定める額から当該撤去前において設置されていた各戸メーターに係る第１号アに定める額を差し引いた額

４　前３項の給水負担金は、工事の申込み又は各戸メーターの新設等の申込みの際納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

５　既納の給水負担金は還付しない。ただし、工事着手前に申込みを取り消した場合には還付することがある。

６　メーターの設置のない給水装置の新設又は改造の工事に係る第１項及び第２項の給水負担金の算定においては、給水装置の引込管の口径をメーターの口径とみなす。

（工事負担金）

第２６条　管理者は、住宅団地の造成その他による新たな給水の申込みに応ずるため、配水管その

他の水道施設（以下「配水管等」という。）の設置されていない場合（配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場合を含む。）に新たな配水管等の設置を必要とするときは、当該工事申込者から工事負担金を徴収することができる。

２　工事負担金の額は、管理者が別に定めるところにより、当該配水管等の設置及び能力の増強に要する費用とこれらに付随する費用との合計額に１００分の１１０を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

３　工事負担金は、前納しなければならない。

４　前条第５項の規定は、工事負担金について準用する。

（手数料）

第２６条の２　管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申込者から申込みの際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 第６条第１項の規定による指定　１件につき　１３，０００円

(2) 第６条第２項の規定による設計審査（使用材料の確認を含む。）　次の表に掲げる額

| 種別／メーターの口径 | 給水装置の新設又は改造に係る設計審査 | 給水装置の修繕又は撤去に係る設計審査 |
|---|---|---|
| 20ミリメートル以下 | １件につき　3,300円 | １件につき　800円 |
| 25ミリメートル以上<br>40ミリメートル以下 | １件につき　4,100円 | |
| 50ミリメートル以上 | １件につき　4,900円 | |
| 備考　メーターの設置を伴わない給水管の新設又はメーターが設置されていない給水管の改造に係る設計審査にあつては、引込管の口径をメーターの口径とみなす。 | | |

(3) 第６条第２項の規定による工事検査　次の表に掲げる額

| 種別／メーターの口径 | 給水装置の新設又は改造に係る工事検査 | 給水装置の修繕又は撤去に係る工事検査 |
|---|---|---|
| 20ミリメートル以下 | １件につき　4,900円 | １件につき　800円 |
| 25ミリメートル以上<br>40ミリメートル以下 | １件につき　5,800円 | |
| 50ミリメートル以上 | １件につき　6,600円 | |
| 備考<br>１　メーターの設置を伴わない給水管の新設又はメーターが設置されていない給水管の改造に係る工事検査にあつては、引込管の口径をメーターの口径とみなす。<br>２　給水装置の新設又は改造に係る工事検査のうち、現地確認を要しない工事検査については、１件につき800円とする。 | | |

（料金等の減免）

第２７条　管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納入しなければならない料金、給水負担金、工事負担金及び手数料を減額し、又は免除することができる。

（料金の支払請求権の放棄）

第２７条の２　管理者は、料金の支払請求権のうち消滅時効が完成したものについて、消滅時効の援用がなく、かつ、当該消滅時効の起算日から５年を経過したときは、これを放棄することができる。

## 第５章　管理

（給水装置の検査）

第２８条　管理者は、水道の管理上必要と認めたときは、給水装置を検査し、使用者等に適切な措置を指示することができる。

２　前項の措置に要する費用は、使用者等の負担とする。

（給水装置の変更）

第２９条　管理者は、配水管の移転その他特別な理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

２　前項の工事に要する費用は、配水管の移転等の原因者において負担するものとする。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第２９条の２　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号）第６条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

２　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第１６条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（給水装置の切離し）

第３０条　管理者は、次の各号の一に該当する場合において、水道の管理上必要と認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1)　所有者が６０日以上所在不明で、かつ、使用者がいないとき。

(2)　給水装置が使用中止の状態であつて、将来使用の見込みがないと認められるとき。

２　前項各号にあつては、所有者にその旨を通知し、通知を発した日から３０日を経過したときは、給水装置を切り離すことができる。この場合、所有者の所在不明等の理由により通知することができないときは、公示をもつて通知に代えることができる。

（給水の停止）

第３１条　管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用者に対して、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1)　この条例による管理者に対する納入金を納入しないとき。

(2)　正当な理由がなくて、第１９条の計量又は第２８条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3)　給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

（過料）

第３２条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、５０，０００円以下の過料を科す

ることができる。

(1) 第４条の承認を受けないで給水装置の新設、改造、修繕（法第１６条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去を行つた者

(2) 第６条第１項の指定を受けないで、給水装置工事（法第１６条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）を施行した者

(3) 正当な理由がなくて、第１０条第１項のメーターの設置、第２８条第１項の検査又は第３１条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(4) 第１０条第５項の管理義務を怠つたため、メーターを亡失し、又は損傷した者

(5) 第１１条の規定に違反した者

(6) 第１３条第１項の管理義務を怠つたため、水を汚染し、又は漏水させた者

(7) 正当な理由がなくて、給水装置（メーターを含む。）を移動し、又は加工した者

(8) 正当な理由がなくて、止水栓、制水弁等を開閉した者

(9) 正当な理由がなくて、管理者の施した封かん、標識等を廃棄した者

（料金等を免れた者に対する過料）

第３３条　市長は、詐欺その他不正な行為によつて料金又は第２６条の２の手数料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科することができる。

第３４条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科することができる。

## 第６章　貯水槽水道

（貯水槽水道に関する管理者の責務）

第３５条　管理者は、貯水槽水道（法第１４条第２項第５号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

２　管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（貯水槽水道の設置者の責務）

第３６条　貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第３条第７項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第３４条の２の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

２　簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第７章　補則

（委任）

第３７条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（３）鹿児島市下水道条例

昭和４２年４月２９日

条例第１２２号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　排水設備等の新設等（第３条～第７条）
第３章　公共下水道の使用（第８条～第１５条）
第４章　使用料及び手数料（第１６条～第２５条）
第５章　雑則（第２６条～第２９条）
第６章　罰則（第３０条～第３２条）
付則

## 第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、鹿児島市（以下「市」という。）の公共下水道の管理及び使用について、下水道法（昭和３３年法律第７９号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この条例における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、法第２条の例によるものとする。

(1) 排水設備　法第１０条第１項に規定する排水設備で、市の管理する公共下水道に汚水を流入させるため、これに直結して設けた排水管、排水渠その他の排水施設（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器等を含み、屎尿浄化槽を除く。）及び雨水を流入させるために設けた施設をいう。

(2) 除害施設　法第１２条第１項又は法第１２条の１１第１項に規定する除害施設をいう。

(3) 特定事業場　法第１２条の２第１項に規定する特定事業場をいう。

(4) 使用者　下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。

(5) 水道　水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３条第１項に規定する水道で、市が設置するものをいう。

(6) 給水装置　水道法第３条第９項に規定する給水装置をいう。

## 第２章　排水設備等の新設等

（排水設備の接続方法及び内径）

第３条　排水設備の新設又は改造（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共下水道の排水管、ます及びその他の排水施設（法第１１条第１項の規定によ

り他人の排水設備を使用する場合又は同項の規定によらないでその排水設備の所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下「公共ます等」という。）で汚水を排除すべき施設に、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべき施設に固着させること。

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところにより行うこと。

(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次表に定めるところによること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除するための排水管で延長３メートル以下のものの内径は、７５ミリメートル以上とすることができる。

| 排水人員(人) | 150まで | 150を超え300まで | 300を超え600まで | 600を超えるもの |
|---|---|---|---|---|
| 円形管内径(ミリメートル) | 100以上 | 150以上 | 200以上 | 250以上 |

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び排水渠の断面は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次表に定めるところによること。ただし、一の敷地から排除される雨水を排除すべき排水管で延長が３メートル以下のものの内径は、７５ミリメートル以上とすることができる。

| 排水面積（平方メートル） | 排水管内径 | | 排水渠断面 | |
|---|---|---|---|---|
| | 円形管内径（ミリメートル） | 半円管内径（ミリメートル） | 内のり（ミリメートル） | 深さ（ミリメートル） |
| 200まで | 100以上 | 150以上 | 150以上 | 80以上 |
| 200を超え600まで | 150以上 | 200以上 | 200以上 | 100以上 |
| 600を超えるもの | 200以上 | 250以上 | 250以上 | 120以上 |

（公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等）

第４条　公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（排水設備及び法第２４条第１項の規定により、その設置について許可を受けるべき排水施設を除く。）の新設をしようとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 汚水は、公共ます等で汚水を排除すべき施設に、雨水は公共ます等で雨水を排除すべき施設に流入させるように設けること。

(2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(3) 陶器、コンクリート、れんが、その他の耐久性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置を講ぜられていること。

（排水設備等の設置及び管理）

第５条　排水設備又は排水施設（以下「排水設備等」という。）は、所有者、使用者又は占有者において設置し、及び管理するものとする。

２　所有者が本市内に居住しないとき又は管理者が必要と認めたときは、所有者は、この条例に定

める一切の事項を処理させるため、本市内に居住する者を管理人として選定するものとする。

3　管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、これを変更させることができる。

（排水設備等の工事の申込み）

第６条　排水設備等の新設等又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を得なければならない。

（排水設備等の工事の設計及び施行）

第７条　排水設備等の工事の設計及び施行は、管理者又は排水設備等の工事に関し技能を有する者として管理者が別に定める者が専属する事業者で管理者が指定したもの（以下「指定排水設備工事事業者」という。）が行う。

2　前項の規定により指定排水設備工事事業者が排水設備等の工事の設計及び施行をする場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゆん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3　排水設備等の工事の設計及び施行並びに指定排水設備工事事業者の指定について必要な事項は、管理者が別に定める。

## 第３章　公共下水道の使用

（除害施設の計画等の届出）

第８条　除害施設の新設又は改良の工事を行おうとする者は、あらかじめその概要を明らかにする図書を添付した計画書を管理者に届け出なければならない。

2　前項の計画書及びこれに添付した図書に記載した事項を変更しようとする場合においてもあらかじめ変更する事項を管理者に届け出なければならない。

3　第１項の規定により届け出た除害施設の新設又は改良の工事が完了したときは、工事完了報告書を管理者に届け出なければならない。

（特定事業場からの下水の排除の制限）

第９条　特定事業場から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。第１１条において同じ。）を使用する者は、次の各号に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) 水素イオン濃度　水素指数５を超え９未満

(2) 生物化学的酸素要求量　１リツトルにつき５日間に６００ミリグラム未満

(3) 浮遊物質量　１リツトルにつき６００ミリグラム未満

(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

イ　鉱油類含有量　１リツトルにつき５ミリグラム以下

ロ　動植物油脂類含有量　１リツトルにつき３０ミリグラム以下

2　特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）の規定による環境省令により、当該下水について前項各号に掲げる項目に関し、当該各号に定める水質より緩やかな水質

の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る前項に規定する水質の基準は、前項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

（除害施設の設置）

第１０条　使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1) 温度　４５度未満

(2) 水素イオン濃度　水素指数５を超え９未満

(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

イ　鉱油類含有量　１リツトルにつき５ミリグラム以下

ロ　動植物油脂類含有量　１リツトルにつき３０ミリグラム以下

(4) 沃素消費量　１リツトルにつき２２０ミリグラム未満

第１１条　次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第１２条の２第１項又は第５項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。ただし、第４号に掲げる項目について管理者が別に定めた場合は、この限りでない。

(1) 下水道法施行令（昭和３４年政令第１４７号）第９条の４第１項各号に掲げる物質　それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第３項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) 温度　４５度未満

(3) 水素イオン濃度　水素指数５を超え９未満

(4) 生物化学的酸素要求量　１リツトルにつき５日間に６００ミリグラム未満

(5) 浮遊物質量　１リツトルにつき６００ミリグラム未満

(6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

イ　鉱油類含有量　１リツトルにつき５ミリグラム以下

ロ　動植物油脂類含有量　１リツトルにつき３０ミリグラム以下

(7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により、当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第４号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）　当該排水基準に係る数値

（屎尿の排除の制限）

第１２条　使用者は、屎尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によつてこれをしなければならない。

（公共下水道の使用の制限等）

第１３条　管理者は、公共下水道の使用について、著しくその施設の機能を妨げ、若しくは妨げるおそれがあり、又はその施設を損傷し、若しくは損傷するおそれがあると認めたときは、その者に対し、期限を定めて排水設備等の構造、使用の方法若しくは下水の水質を改善することを命じ、

又は排水設備等の使用若しくは当該下水の排除を一時停止することを命ずることができる。

（報告の徴収等）

第１４条　管理者は、公共下水道を適正に管理するために必要な限度において除害施設の設置者及び法第１２条の２第１項に規定する特定施設の設置者に対し、事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

（使用の開始等の届出）

第１５条　所有者、使用者又は管理人（以下「所有者等」という。）は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

２　所有者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

⑴ 管理人を選定したとき。

⑵ 所有者等の氏名又は住所に変更があつたとき。

３　法第１２条の３、法第１２条の４又は法第１２条の７の規定による届出をした者は、第１項の規定による届出をしたものとみなす。

## 第４章　使用料及び手数料

（使用料の徴収）

第１６条　管理者は、公共下水道の使用について、使用者から、その排除汚水量に応じて下水道使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

（定例日）

第１７条　管理者は、使用料の算定の基準日として、使用者ごとに毎月の定例日を定める。

（使用料の額）

第１８条　使用料は、１か月について次の表に掲げる用途及び汚水種別の区分に従い、基本料金と、排除汚水量に応じて算出した従量料金との合計額に１００分の１１０を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

※次表略す（１７６ページ参照）

２　前項の規定にかかわらず、排除される汚水の水質が著しく悪いため、汚水の処理及び公共下水道の維持に特別の費用を要すると認められるもので、規程で定める汚水の水質のものについては、当該排除汚水量に１立方メートルについて１５３円の範囲内で規程で定める額を乗じて算出した額に１００分の１１０を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を同項の使用料に加算するものとする。

（使用料の算定）

第１９条　管理者は、隔月の定例日に排除汚水量を算出し、その排除汚水量をもつて、その日の属する月分及びその前月分の使用料を算定する。この場合において、排除汚水量は、各月均等とみなす。

２　管理者は、必要があると認めたときは、定例日以外の日に排除汚水量を算出し、その排除汚水

量をもつて使用料を算定することができる。

3　公共下水道の使用を休止し、若しくは廃止したとき又は臨時に使用したときは、その都度、排除汚水量を認定し、その排除汚水量をもつて使用料を算定する。

（特別な場合における使用料の算定）

第２０条　使用料算定の基準となる月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの基本料金は、管理者が別に定めるところにより日割りにより算定する。ただし、同一と認められる使用者が公共下水道の使用の開始、休止等を繰り返す等の場合であつて、継続して使用していると管理者が認めるときは、この限りでない。

2　使用料算定の基準となる月の中途において、第１８条第１項の表の用途又は汚水種別に変更があつたときの使用料は、その使用日数の多い用途又は汚水種別の使用料により、算定する。ただし、その使用日数が同じであるときは、変更後の用途又は汚水種別の使用料により、これを算定する。

第２０条の２　管理者は、アパート・マンション等共同住宅の各世帯の使用者であつて、管理者の定める基準に適合しているものについては、申請によつて各世帯の使用者の排除汚水量を均等とみなして使用料を算定することができる。

（排除汚水量の算出方法）

第２１条　排除汚水量の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

(1)　水道の水を使用して汚水を排除する場合は、水道の使用水量とする。ただし、２人以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用水量を確知することができないときは、その使用水量は均等とみなす。

(2)　井戸等水道以外の水を使用して汚水を排除する場合は、水の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(3)　氷製造業その他これに類する営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い排除する汚水（第１８条第２項の規定の適用を受ける特定事業場から排除される汚水を除く。）の量と著しく異なるものを営む使用者は毎月その月の排除汚水量及びその算出方法の根拠を記載した申告書をその月の定例日から７日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前各号の規定にかかわらず、管理者はその申告書の記載事項を勘案してその使用者の排除汚水量を認定する。

（排水設備の用途等の変更等）

第２１条の２　所有者等は、第１８条第１項の表の用途又は汚水種別を変更するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

2　使用者が専ら水道の水を使用して汚水を排除している場合において、新たに井戸等水道以外の水を使用して汚水を排除するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。現に井戸等水道以外の水を使用して汚水を排除している場合において、排除汚水量の認定方法又は既に認定

を受けている排除汚水量に変更を生ずるときもまた同様とする。

（資料の提出等）

第２２条　管理者は、使用料を算定するために必要と認めたときは、使用者に対し適当な場所に排除汚水量を測定するための計量装置を設置させ、又は水質の測定結果を記録するための水質測定記録装置を設置させることができるほか、関係資料の提出を求めることができる。

（使用料の徴収方法）

第２３条　使用料は、納付制、口座振替制又は集金の方法により、隔月徴収する。ただし、管理者は、必要があると認めたときは、毎月又は随時に、これを徴収することができる。

（徴収後の使用料の増減）

第２３条の２　使用料徴収後、その使用料に増減を生じたときは、その差額を追徴又は還付する。この場合、次回以後の使用料で精算することができる。

（使用料の前払い）

第２４条　公共下水道を一時使用する場合において、管理者は、必要があると認めたときは、使用料の概算額を前払いさせることができる。

２　前項の使用料の概算額は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき又は管理者が必要と認めたときに精算する。

（手数料）

第２４条の２　管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申込者から申込みの際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 第７条第１項の規定による指定　１件につき　１４，０００円

(2) 第７条第２項の規定による設計審査（使用材料の確認を含む。）　次の表に掲げる額

| 種別<br>1日当たり設計排除汚水量 | 排水設備等の新設又は改造に係る設計審査 | 排水設備等の撤去に係る設計審査 |
|---|---|---|
| 10立方メートルまで | １件につき　3,300円 | １件につき　800円 |
| 10立方メートルを超え50立方メートルまで | １件につき　5,800円 | |
| 50立方メートルを超えるもの | １件につき　15,700円 | |

(3) 第７条第２項の規定による工事検査　次の表に掲げる額

| 種別<br>1日当たり設計排除汚水量 | 排水設備等の新設又は改造に係る工事検査 | 排水設備等の撤去に係る工事検査 |
|---|---|---|
| 10立方メートルまで | １件につき　5,300円 | １件につき　800円 |
| 10立方メートルを超え50立方メートルまで | １件につき　10,700円 | |
| 50立方メートルを超えるもの | １件につき　18,200円 | |
| 備考　排水設備等の新設又は改造に係る工事検査のうち、現地確認を要しない工事検査については、１件につき800円とする。 | | |

（使用料等の減免）

第２５条　管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納入しなければならない使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

## 第５章　雑則

（行為の許可）

第２６条　法第２４条第１項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる図面を添付して管理者に申請しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(1) 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。）を設ける場所を表示した平面図

(2) 物件の配置及び構造を表示した図面

（許可を要しない軽微な変更）

第２７条　法第２４条第１項の「条例で定める軽微な変更」は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設置した物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であつて、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

（特別の必要による公共ます及び取付管の新設等）

第２８条　管理者が使用者の特別の必要により公共下水道のます及び取付管の新設等を行つたときは、当該使用者は、管理者の定めるところにより、その新設等に要した費用の全部又は一部を負担しなければならない。

（委任）

第２９条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 第６章　罰則

（罰則）

第３０条　市長は、次の各号の一に該当する者に対して、５０，０００円以下の過料を科することができる。

(1) 第６条の承認を受けないで排水設備等の工事を施行した者

(2) 第７条第１項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を設計し、又は施行した者

(3) 第８条第１項、第２項若しくは第３項又は第１５条第１項の規定による届出を怠つた者

(4) 第１０条、第１１条又は第１２条の規定に違反した者

(5) 第１３条の命令に従わなかつた者

(6) 第１４条又は第２２条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠つた者

(7) 第６条の規定による申込み、第８条第１項、第２項若しくは第３項又は第１５条第１項の規定による届出に係る資料、第２１条第３号の規定による申告書又は第１４条若しくは第２２条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した者

(8) 第２６条の規定による許可を受けなかつた者

（使用料等を免れた者に対する過料）

第３１条　市長は、詐欺その他不正な行為によつて使用料又は第２４条の２の手数料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科することができる。

第３２条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

（４）鹿児島市工業用水道事業給水条例

平成１６年１０月１８日

条例第９５号

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　給水の申込み及び給水量の決定（第６条―第８条）
第３章　給水施設工事及び管理並びに費用の負担（第９条―第１２条）
第４章　給水（第１３条―第１８条）
第５章　料金（第１９条―第２２条）
第６章　雑則（第２３条・第２４条）
付則

## 第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、鹿児島市工業用水道事業の給水についての料金その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 給水施設　鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに附属する給水用具のうち量水器までの部分をいう。

(2) 使用者　基本使用水量の決定通知を受けた者をいう。

(3) 基本使用水量　使用者に供給する１日当たりの水量をいう。

(4) 超過使用水量　基本使用水量を超えて使用した水量をいう。

（給水の対象）

第３条　工業用水の供給は、１日１５立方メートル以上の水量を使用する者に対して行う。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

（氏名等の変更）

第４条　使用者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第５条　使用者は、工業用水道の使用に関する一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は引き受けさせてはならない。ただし、管理者が承認したときは、この限りでない。

## 第２章　給水の申込み及び給水量の決定

（給水の申込み）

第６条　給水を受けようとする者は、１日の使用水量の予定を定めて給水の申込みをしなければな

らない。

（基本使用水量の決定）

第７条　前条の規定による申込みがあったときは、管理者は、速やかにその申込みをした者の基本使用水量を決定し、これを通知するものとする。ただし、給水能力その他の理由により給水することができないときは、その旨通知するものとする。

（基本使用水量の変更）

第８条　基本使用水量の変更については、前２条の規定を準用する。

２　基本使用水量は、年度の途中では変更しない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

## 第３章　給水施設工事及び管理並びに費用の負担

（工事の申込み）

第９条　給水施設の新設、増設、改造又は撤去の工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

２　工事は、管理者が別に定める者が施行し、工事に要する費用は、使用者の負担とする。

３　第１項の規定により使用者が工事を行う場合においては、管理者の設計審査、材料検査及び工事完了検査を受けなければならない。

（給水施設の維持及び管理並びに費用の負担）

第１０条　使用者は、善良なる管理者の注意をもって給水施設を管理し、給水に異状があると認めたときは、管理者に届け出て指示を受けなければならない。

２　管理者が必要と認めたときは、修繕その他の措置を命ずることができる。

３　第１項の指示又は前項の命令を受けて行った措置に要した費用は、使用者の負担とする。

（給水施設等の検査等）

第１１条　管理者は、管理上必要と認めたときは、その職員に給水施設等を検査させ、使用者に必要な措置を執ることを命ずることができる。

２　前項の規定による給水施設等の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（配水管の設置に要する費用の負担）

第１２条　給水の申込みによって新たに配水管の設置が必要となるときは、その設置に要する費用は、使用者の負担とする。

## 第４章　給水

（給水の原則）

第１３条　管理者は、天災地変その他不可抗力の事由による場合又は工業用水道施設の維持若しくは改良工事等のため必要な場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

２　緊急の事由による場合のほか、給水を制限し、又は停止しようとするときは、あらかじめその区域及び期間を定めて、その都度使用者に予告するものとする。

３　第１項に掲げる場合において、給水を制限し、又は停止したために使用者に損害を生ずることがあっても、管理者は、その責めを負わないものとする。

（均等使用の原則）

第１４条　使用者は、１日の使用水量を２４時間で除して８時間を乗じた分の水量を貯水することができる受水槽を設置し、工業用水道を常時均等に使用するよう努めなければならない。

（使用の開始等）

第１５条　使用者は、工業用水道の使用を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。

２　管理者は、使用廃止の届出があったとき又は使用廃止の状態にあると認めたときは、給水施設の撤去等の必要な措置を執ることができる。

３　前項の措置に要する費用は、使用者が負担するものとする。

（使用水量の決定）

第１６条　使用水量は、毎月定例日に量水器によって決定する。ただし、使用水量が量水器の故障等により測定することができないとき又は不明であるときは、管理者が認定する。

２　管理者は、使用水量を決定したときは、速やかに使用者に通知するものとする。

（量水器の検査）

第１７条　使用者は、量水器に異状があると認めたときは、管理者に対し量水器の機能について検査すべきことを請求することができる。

２　管理者は、前項の検査に特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

（水質）

第１８条　工業用水の水質は、次の表に掲げる基準によるものとする。

| 項目 | 基準 |
|---|---|
| 水温 | 常温 |
| 濁度 | 20度以下 |
| 水素イオン濃度 | ペーハー値6.0以上8.5以下 |

## 第５章　料金

（料金等）

第１９条　料金は、次に定める基本料金の額及び超過料金の額の合計額に１００分の１１０を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、１月ごとに使用者から徴収する。

※次表略す（１９６ページ参照）

２　料金の納付期限は、翌月の末日とする。

（延滞金）

第２０条　管理者は、使用者が前条の料金を納付期限までに完納しないときは、納付期限後２０日以内に督促状を発しなければならない。

２　前項の規定により督促状を発した場合においては、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じて未納額につき年１４．６パーセント（当該納付期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．３パーセント）の割合で計算した延滞金を徴収する。

３　前項の延滞金は、１０円未満の端数があるときは当該端数を切り捨て、総額が１０円未満のときはこれを徴収しない。

（責任使用水量制）

第２１条　第１９条の規定による料金の算定においては、使用者の使用した水量が基本使用水量の１月分に満たない場合であっても、基本使用水量の１月分まで使用したものとみなす。ただし、料金算定の基礎となる１月の期間の途中で使用を開始し、休止し、又は廃止したときの料金の算定については、日割計算とする。

（料金の減免）

第２２条　管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、料金を減額し、又は免除することができる。

## 第６章　雑則

（給水の停止）

第２３条　第１３条第１項の規定にかかわらず、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、管理者は、給水を停止することができる。

(1) 詐欺その他不正な方法により、料金の徴収を免れようとしたとき。

(2) 管理者の承認を受けないで量水器又は管理者の管理する制水弁等を操作したとき。

(3) 第１１条第１項の規定による職員の職務の執行を拒み、又はこれを妨げたとき。

(4) 料金その他この条例により使用者が負担すべき費用の納付を２月以上遅延したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この条例に違反したとき。

（委任）

第２４条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## ８．関係団体一覧表

（１）国関係

| 名　　称 | 住 所 ・ 電 話 番 号 等 |
|---|---|
| 厚生労働省 | 〒100－8916　東京都千代田区霞が関1-2-2<br>中央合同庁舎第5号館<br>TEL　03(5253)1111 |
| 総務省 | 〒100－8926　東京都千代田区霞が関2-1-2<br>中央合同庁舎第2号館<br>TEL　03(5253)5111 |
| 国土交通省 | 〒100－8918　東京都千代田区霞が関2-1-3<br>中央合同庁舎第3号館<br>東京都千代田区霞が関2-1-2<br>中央合同庁舎第2号館(分館)<br>TEL　03(5253)8111 |
| 環境省 | 〒100－8975　東京都千代田区霞が関1-2-2<br>中央合同庁舎第5号館<br>TEL　03(3581)3351 |
| 経済産業省<br>九州経済産業局 | 〒812－8546　福岡市博多区博多駅東2-11-1<br>福岡合同庁舎本館6･7階<br>TEL　092(482)5405 |

（２）県関係

| 名　　称 | 住 所 ・ 電 話 番 号 等 |
|---|---|
| 鹿児島県保健福祉部<br>生活衛生課 | 〒890－8577　鹿児島市鴨池新町10-1<br>行政庁舎3階<br>TEL　099(286)2784<br>FAX　099(286)5562 |
| 鹿児島県土木部<br>河川課 | 〒890－8577　鹿児島市鴨池新町10-1<br>行政庁舎15階<br>TEL　099(286)3586<br>FAX　099(286)5625 |
| 鹿児島県土木部<br>上下水道室<br>(都市計画課内) | 〒890－8577　鹿児島市鴨池新町10-1<br>行政庁舎14階<br>TEL　099(286)3685<br>FAX　099(286)5633 |
| 鹿児島県工業用水道部<br>工業用水課 | 〒891－0133　鹿児島市平川町5681-1<br>TEL　099(230)0630<br>FAX　099(230)0631 |

（３）市関係

| 名　　称 | 住 所 ・ 電 話 番 号 等 |
|---|---|
| 環境局資源循環部<br>資源政策課 | 〒892－8677　鹿児島市山下町11-1<br>TEL　099(216)1288<br>FAX　099(216)1292 |
| 環境局環境部<br>環境衛生課 | 〒892－8677　鹿児島市山下町11-1<br>TEL　099(216)1300<br>FAX　099(216)1292 |
| 健康福祉局保健部<br>生活衛生課 | 〒892－8677　鹿児島市山下町11-1<br>TEL　099(803)6881<br>FAX　099(803)7026 |
| 建設局都市計画部<br>都市計画課 | 〒892－8677　鹿児島市山下町11-1<br>TEL　099(216)1378<br>FAX　099(216)1398 |
| 建設局道路部<br>道路建設課 | 〒892－8677　鹿児島市山下町11-1<br>TEL　099(216)1404<br>FAX　099(216)1400 |
| 建設局建設管理部<br>河川港湾課 | 〒892－8677　鹿児島市山下町11-1<br>TEL　099(216)1412<br>FAX　099(216)1414 |
| 消防局総務課 | 〒892－0816　鹿児島市山下町15-1<br>TEL　099(222)0280<br>FAX　099(224)8119 |

（4）その他

| 名　　称 | 住 所 ・ 電 話 番 号 等 |
|---|---|
| (公社)日本水道協会 | 〒102－0074　東京都千代田区九段南4-8-9<br>TEL　03(3264)2281<br>FAX　03(3262)2244 |
| (公社)日本水道協会<br>九州地方支部 | 〒812－0011　福岡市博多区博多駅前1-28-15<br>福岡市水道局総務部総務課内<br>TEL　092(483)3104<br>FAX　092(482)1376 |
| (公社)日本水道協会<br>鹿児島県支部 | 〒890－8585　鹿児島市鴨池新町1-10<br>鹿児島市水道局総務部総務課内<br>TEL　099(213)8502<br>FAX　099(252)6728 |
| 鹿児島県水道協会 | 〒890－8577　鹿児島市鴨池新町10-1<br>鹿児島県土木部上下水道室内<br>TEL　099(286)2790<br>FAX　099(286)5633 |
| (公社)日本下水道協会 | 〒101－0047　東京都千代田区内神田2-10-12<br>内神田すいすいビル5～8階<br>TEL　03(6206)0260<br>FAX　03(6206)0265 |
| 九州地方下水道協会 | 〒810－8620　福岡市中央区天神1-8-1<br>福岡市道路下水道局計画部下水道企画課内<br>TEL　092(711)4428<br>FAX　092(733)5533 |
| 鹿児島県下水道協会 | 〒890－8585　鹿児島市鴨池新町1-10<br>鹿児島市水道局総務部総務課内<br>TEL　099(213)8502<br>FAX　099(252)6728 |
| 地方共同法人日本下水道事業団 | 〒113－0034　東京都文京区湯島2-31-27<br>湯島台ビル7階<br>TEL　03(6892)2001<br>FAX　03(5805)1800 |
| 地方共同法人日本下水道事業団<br>鹿児島事務所 | 〒892－0846　鹿児島市加治屋町18-8<br>大樹生命鹿児島ビル8階<br>TEL　099(219)5155<br>FAX　099(219)5455 |